

「新しい時代の公」推進方針

～「新しい時代の公」推進に向けた検討結果報告～

平成17年4月

三重県

目 次

第 編 「県民しあわせプラン」における「新しい時代の公」とは

検討報告にあたって 1～2

1 はじめに

2 検討経過と報告書の構成

「新しい時代の公」とは何か 3～8

1 時代潮流から公をとらえる

2 「新しい時代の公」とは

3 「新しい時代の公」がもたらす社会の姿

第 編 「新しい時代の公」に向けてみんなで取り組む方向

「新しい時代の公」の展開に向けて 9～15

1 みんなで支えるということ

2 「新しい時代の公」の担い手

3 みんなで取り組むための課題と取組方向

「新しい時代の公」の考え方を反映した県政運営 ... 16～18

第 編 具体的展開へ！はじめの第1歩

県民の皆さんと共有する考え方の提案 19

「新しい時代の公」を推進する主体として県がめざす姿... 20

今後の県の取組について 21～35

1 県の取組方向等

2 当面の具体的取組

3 県が事業に取り組む際の3つのポイント

【資料編】

この報告書では、以下の言葉の意味について、「県民しあわせプラン」と同様に次のとおり用いています。

・ **公**

「公（おおやけ）」という言葉には、国家、政府、社会、公然、公共などさまざまな意味があります。「県民しあわせプラン」においては、「私（わたくし）」と対比する概念として、「公共性又は公益性のある活動領域」という意味で、「公（おおやけ）」という言葉を用いています。

・ **多様な主体**

県民一人ひとり、NPO、地域の団体、企業、市町村、県など地域のために活動する個人、団体などのことを総じて、「多様な主体」と表しています。

第Ⅰ編 「県民しあわせプラン」における 「新しい時代の^{おおやけ}公」とは

Ⅰ 検討報告にあたって

Ⅰ－１ はじめに

三重県は、平成16年4月、県の総合計画「県民しあわせプラン」をスタートさせました。「県民しあわせプラン」は、県民一人ひとりが、自ら人生を選択し、それぞれの価値観に応じた“しあわせ”や夢を実現していくことができる「みえけん愛を育む“しあわせ創造県”」を基本理念としています。

そして、この基本理念を実現していくためには、「地域主権の社会」の確立の必要性を掲げています。それは、県民の皆さんが暮らしの土台である自分たちの住む地域のあり方を、画一的な政策や行政に一任するのではなく、自分たちで責任をもって決めることができる社会をめざすということです。

このことから、地域主権を確立するということは、暮らしの土台を支えている公のあり方を、行政が主に担うというこれまでの枠組みから、地域の多様な主体が共に担う形に変えていくことも必要になってきます。また、県行政においては、「県民が主役の県政」の実現にもつながります。

そこで、「県民しあわせプラン」においては、めざすべき社会における公の姿を、「新しい時代の公」という理念として提唱し、長期的な視野に立って、その実現に向けた取組を進めることとしています。

このため、県では、「新しい時代の公」という考え方をわかりやすくあらわすとともに、今後の県の取組をどのように進めていくのかということを中心に、検討を進めてきました。

検討の段階では、県民からの提案による県との協働事業が行われ、その成果として、協働を次の段階へ発展させるための提案もまとめられました。

県は、この「新しい時代の公」推進に向けた検討結果報告をきっかけとして、今後とも引き続き、県民の皆さん一人ひとりをはじめとした多様な主体と共に議論を深め、取組を発展させていきたいと考えています。

- 2 検討経過と報告書の構成

(1) 検討経過について

「新しい時代の公」の推進に関する今後の取組については、学識経験者、NPO、地域の団体、企業、自治体の関係者で構成する『「新しい時代の公」推進調査委員会』（以下調査委員会）、インターネットを媒介として県民どうしで議論を深める「ネットで県民参画」、県職員による「庁内検討会」等の場を設け、多方面から検討を進めてきました。

調査委員会では、『「新しい時代の公」を考えるラウンドテーブル』（9月、1月）を実施し、公募による討論参加者と委員の意見交換を行い、調査委員会の検討に役立てました。

また、「はじめに」でも触れたように、8月からは、NPOからの提案による「パートナーシップ宣言 実践編」という協働事業も行われ、1月には、ラウンドテーブルで検討結果の報告が行われました。

以上の検討結果に基づき、検討状況報告（10月）及び検討結果報告（素案）（12月）としてまとめるとともに、県民への意見募集（パブリックコメント）及び市町村への意見照会を実施しました。

(2) 報告書の構成について

この報告書は、検討結果を次の項目に整理の上、県の考え方を加えてとりまとめたものです。

第 編 「県民しあわせプラン」における「新しい時代の公」とは
「新しい時代の公」推進調査委員会の検討結果を中心に、県民しあわせプランで提唱された「新しい時代の公」の意味等についてよりわかりやすくという視点でまとめています。

第 編 「新しい時代の公」に向けてみんなで取り組む方向

第 編を前提に、「新しい時代の公」の展開に向けた担い手の整理、課題、取組方向等を「新しい時代の公」推進調査委員会の検討結果を中心にまとめています。

第 編 具体的な展開へ！はじめの第1歩

具体的展開へ向けて、県民の皆さんと共有しておくべき考え方、県としてのめざす方向等を提案し、今後の県における取組の考え方をまとめています。

Ⅱ 「新しい時代の公」とは何か

Ⅱ－1 時代潮流から「公」をとらえる

今日における社会の変化は、県民の暮らしと行政に対して、さまざまな問題を提起しています。

新しい時代にふさわしい「公」のあり方を、次のような時代潮流をもとにとらえていきます。

(1) 「新しい時代の公」をめぐる時代潮流

○日本社会の成熟化

戦後復興期から高度経済成長期までの右肩上がりの経済成長とともに、「物質的豊かさ」という面からみると、国民生活はある程度充足され、豊かになったといえます。そして経済成長が収束に向かう一方、物質的な豊かさだけでは満たされない「精神的な豊かさ」への欲求がより強く求められるようになりました。そして、精神的な豊かさは、一人ひとり異なり多様であることや、より一人ひとりの個性や生き方を尊重するという意味で、日本社会の成熟化がいわれることとなりました。

このことは、「公」の領域に、公共サービスの量的拡大と質的变化という点で大きな変化をもたらしています。また、より一人ひとりの個性や生き方の尊重ということが、個人の生き方と社会との関わりという面からの問題提起につながっています。

○地方分権の進展

明治以降 100 年以上も続いた発展・拡大志向の価値観のもとでは能率的といえた中央集権的な行政システムですが、多様な価値観のもとにある成熟した社会においては、最適なシステムといえなくなってきました。

そこで、国や地方の行政システムのあり方にも変化が求められています。それは、国と地方の関係を見直して、対等・協力の関係のもとでの権限や財源の移譲などの動きとなって表れています。

このことは、地方の視点からみると、誰かが一律に地域の方向まで決めてしまうのではなく、そこに住む人が、地域のもつ個性や資源を生かしながら、自ら考え、責任をもって決めていく「地域主権の社会」が求められるということを表しています。そこで、これからの地域づくりにおいては、まず住民一人ひとりが、次に、より身近な地域や自治体が、できること、やろうとしていることを尊重するという「補完性の原理」の考え方を踏ま

えることが大切になってきています。

このような地方分権の進展の中で、地方自治体は、国の施策を実行することから、住民と共に考え、決定し、実行するという、いわば地方政府としての役割をより期待されてきています。

少子高齢化

少子高齢化が社会に及ぼす影響は多岐にわたるものですが、なかでも、より生活に密着した保健・医療・福祉ニーズの増加と、それらへの対応の必要性が挙げられます。

少子高齢社会においては、これまで個人のこと、あるいは家庭内のこととされてきたことでも、公共性のある課題として解決が求められるようなこともでてきます。また、対象となる地域や人が限定されるなど、より特化された課題やニーズとして顕在化してくることもあります。

このように少子高齢化は、日本社会の成熟化と同様に、公共サービスの質的变化をもたらします。例えば、過疎化によるバス路線の廃止に伴う高齢者への対応、子育て不安の解消など、より生活に密着したニーズや課題への対応を求められるということです。

ところが、行政は、大多数の人が望むことなどに、民主主義的な手続きを踏んで、公平に対処することは得意ですが、機動性に欠けるところがあり、地域で生じる課題に対し、柔軟に対応することは難しい面があります。

多様な担い手の登場

少子高齢化、環境問題の深刻化、ライフスタイルの多様化のほか、阪神・淡路大震災などを契機として、NPOやボランティアなど「公」を担う多様な主体の活動が注目され、特定非営利活動促進法の施行にもつながりました。これらの団体は、公共的な課題の解決に対し積極的に取り組み、自発的に、あるいは専門的にサービスの提供等を行うなど、三重県内でも既に各地域で多くの団体が活躍しています。

このような多様な担い手が、地域のニーズを背景としたきめ細かなサービス提供など、行政が十分に対応できないことに自発的に取り組み、発展していけるような地域社会を築いていくことが求められています。あわせて、行政にとっては、今後も多様な担い手が登場し、それらの担い手がうまく活動できる環境を整備することが必要になってきています。

地域への関心の高まり

これまでみてきた社会の変化から共通していえることは、地域社会への関心の高まりです。近年、水害や地震など大規模な自然災害、児童の連れ

去りや殺人等の凶悪な犯罪など人びとの暮らしの安全安心を脅かす事件が相次いでおこっています。このようなことに対して、地域の団体などが中心となった防災や防犯の取組が、県内でも各地で進められています。

これ以外にも、子どもや高齢者、障害者、外国人など誰もが暮らしやすいまちづくり、子育て、ゴミ問題など、地域の暮らしにとって重要な課題が、多くなってきています。

このことから、行政では十分に対応しきれない暮らしに密着したニーズ・課題への対応の重要性が増す中で、住民一人ひとりの暮らしの舞台である地域が重要になっています。地域に課題解決能力があるかないかが、そこに住む人の暮らしに大きな影響を与えるということです。

地域の人々が、ネットワークという形でしっかりとした絆を結び、地域の人材、文化、自然などの資源を活用して、課題やニーズに対応していく潜在的な力をつけていくことがより大切な時代を迎えていると考えられます。

(2) 新しい時代にふさわしい「公」をとらえる意義

(1) の『「新しい時代の公」をめぐる時代潮流』で考察した近年の社会の変化は、県民の暮らしに関わる課題やニーズへの対応を、公共の福祉の増進を負託した行政に、あらゆることを任せることには限界があることを示しています。

つまり、現実の社会的な課題等について、今の制度や考え方では、十分に解決できないということが現実におこってきており、行政ではない新しい「公」の担い手も生まれてきています。そのような社会の動きをとらえることには、新しい時代にふさわしい「公」（公共領域）のあり方を問い直すという大きな意義があります。

事例1 地域住民が動いた、変えた —青色回転灯と自主防犯活動—

地域を基盤とするNPO組織が、空き巣や車上狙いなどの犯罪をなくすため、青色回転灯を設置した車両による防犯パトロール、除草・清掃活動、団地内全世帯への防犯チームだよりの配布等を行っている。警察による地域の巡回とは異なり、地域のコミュニケーションを密にとりながらきめ細かな防犯活動を展開しており、先導的取組として他の地域へ波及している。この団体の活動がきっかけとなって青色回転灯の使用に関する規制緩和が進むとともに、全国へ活動の輪が広がった。

(四日市市別山安全なまちづくり推進委員会)

- 2 「新しい時代の公^{おおやけ}」とは

時代潮流からとらえた新しい時代の「公」（公共領域）のあり方には、公共領域の変化とその担い手の多様化という側面があることが、明らかになりました。

このような社会の変化等に着眼した「公」のとらえ方は、国や他の自治体においても、「新しい公」、「新しい公共」などといった言葉でとらえられています。

このような中で、三重県では、「県民しあわせプラン」において提唱した「新しい時代の公」を次のとおりとらえています。

(1) 「新しい時代の公」とは

「新しい時代の公」とは、公（公共領域）の活動に、多様な主体が参画し、みんなで支える社会のあり方、及びその形成に向けた諸活動のことをいいます。

このような諸活動を進めるということは、次の3つのことを意味しています。

公のために活動することができる環境づくり

県民が公のために活動することや公を担う多様な主体の活動を、社会的に応援するような環境、仕組みが必要になってきます。

例えば、地域に根ざした文化を守り育てる活動や、子どもの安全を守る活動など、これまで私的な活動ととらえられがちであった県民による地域のための活動を、公の活動として社会として応援することが求められます。

公を担う多様な主体間の関係づくり

多様な主体の自主性、主体性を尊重し、多様な主体が「公」の担い手として活動するために、役割を分担しながら、対等な協力関係を築いていくことが必要になってきます。

それは、「協働」の意味を改めて問い直すことを意味します。

行政の役割とあり方の見直し

行政の役割についても、多様な主体で公を担う社会にふさわしい役割に変わっていくということが必要になります。多様な主体で公を担う社会にふさわしい行政の役割は、基本的に2点考えられます。

第1には、本来行政が担うべき公共サービスの提供を有効かつ効率的

に行うとともに、透明性を高め、情報の共有化をより一層進めることです。

第2には、行政の特徴といえる「公平・公正」の基本をしっかりと踏まえつつ、県民の活動の自発性、主体性を最大限尊重しながら、多様な主体をつなぐ関係づくり、県民が安定した活動を継続するための環境整備など、県民の活動を支える新たな仕組みづくりが必要となってきます。

そして、以上の2つの役割を基本としながらも、公の新しいあり方を県民と共につくり、発展させていく中で、「新しい時代の公」において行政に期待される役割を見出していく必要があります。

「公」の意味するもの

「公」のとらえ方は、世界的にみると国や地域によって異なり、日本には、日本の「公」概念があり一義的に定義できるものではありません。また、日本の「公」という言葉の意味が単一かということ、歴史的な経緯等によって、変遷がみられます。

○「公」の2面性

「公」概念は多様でありながらも、概ね、広辞苑等にあるように、2つの側面があります。それは、1つは社会の統治主体としての概念、もう1つは、公共領域、公共空間という概念です。

公共領域、公共空間ととらえた場合、社会・世間一般を示すということから、「公」は、必ずしも「私」と対立する概念ではないということもいえます。

日本では、「公＝お上」といわれるように、統治主体としての為政者、国などを「公」という面があります。一方、主に英国など欧米諸国では、「公＝Public（パブリック）」という言葉で表され、みんなのもの、社会、公然の、といった意味合いが強くなります。そして、日本においては、公＝お上という観念ももちながら、欧米的な公概念も一般化してきています。近年では、欧米的な意味合いの公を広げていくという意味合いで、「新しい公」、「新しい公共」をつくるという言葉も使われるようになっていきます。

- 3 「新しい時代の公」がもたらす社会の姿

「新しい時代の公」を進めることで、次のような県民の生活や行政への影響がもたらされます。これは、言うなれば「公」という視点からとらえた「しあわせ創造県」の社会です。

(1) 公共サービスの選択の幅が広がり、効率的に提供される社会

多様な主体が公共サービスを提供することで、行政だけで提供する場合に比べ、公共サービスの選択の幅が広がるとともに、より地域のニーズにあった公共サービスを、より適した主体によって効率的に提供することができますようになります。

(2) 県民の公に対する関心が呼び起こされる社会

多様な考えや意見をもった県民が、公の担い手として参加できるようになり、一人ひとりの公に対する関心が高まると考えられます。行政コストや情報共有のあり方を共に考えることは、行政のあり方の見直しにもつながります。

(3) 地域の絆（ネットワーク）が強まり、地域の力になる社会

県民一人ひとりが、地域の活動に参加することにより、地域の人どうしのネットワークが生まれ、地域や公のことへの関心が強くなると考えられます。そして、地域の人々のネットワークが広がり、強化されることは、地域の潜在的な力を向上させ、地域社会の課題解決能力を高めることにつながります。

例えば、地域の防犯や児童虐待の抑止、地域で子どもを守り、育てる活動の輪が広がり、強められていくことにつながっていくと考えられます。

(4) 地域や他人のための活動によって人生に充実感をもつことができる社会

県民一人ひとりにとっては、地域のための自発的活動に参加することにより、自分の存在が、地域や他人のためになっているという実感をもつことができ、そのことが人生の充実感につながることもあるといわれています。

第Ⅱ編 「新しい時代の公」に向けて みんなで取り組む方向

I 「新しい時代の公」の展開に向けて

I-1 みんなで支えるということ

「新しい時代の公」の具体的展開に向けて重要な視点は、多様な主体が参画することを前提にした仕組みや環境を整備することです。

「公」に参画する多様な主体が、自らの役割を自覚し、お互いに連携・協働しながら、共通の地域課題や住民ニーズを解決していくために、話し合いのルール、役割分担の考え方、役割分担に応じた負担の考え方、など共通の考え方、決めごとが必要になるということです。

例えば、NPO・地域団体・企業と行政では、組織のルール、仕事をするときの考え方は異なっていると考えられますから、一緒に仕事をする場合には、共通の言語ともいえるルールや協定が必要になりますし、お互いが効果的に仕事をしあうためのコーディネート機能も重要になるといえます。

このような「公の活動に多様な主体が参画し、みんなで支える」イメージについて、検討の過程で出された意見等から、キーワードで示してみると、

○個別具体的（分野別・地域別、現場ごと）

○話し合い

○協定、ルール

○ネットワーク

○自立、自己責任

などを挙げるすることができます。

これらのキーワードにも表れているように、「新しい時代の公」の姿は、個別具体的に課題や地域によって、参画する主体も、それらの役割分担も異なります。それは、公が多様な主体で担われ、決して固定的なものでなく、形成していくものであるということをよく表しています。

I-2 「新しい時代の公」の担い手

(1) 多様な主体とその活動の特徴

「新しい時代の公」を支える多様な主体について、その主体ごとの活動の特徴と具体例をまとめると以下のように整理することができます。

主体区分	活動の特徴	主体の具体例
県民一人ひとり	個人として、又はすべての主体の構成員として団体等に参加することを通じて、公を担う主体になる。	
行政	住民の福祉向上のために、住民のニーズをもとに、法規や制度に基づく手続きにそって活動する。(公平性、公正性、民主性)	行政には、通常、国、県、市町村が含まれるが、この報告書において、「行政」と記載する場合、県（三重県）及び市町村（県内市町村）を意味する。 三重県のみ、あるいは市町村のみを示す場合は、「三重県」（又は「県」）「市町村」と記載している。
NPO	地域範囲にこだわらず、社会のニーズ、課題に基づき活動する。	NPO法人、法人格をもたないが特定のテーマの活動を行う団体、ボランティア団体 (NPO法以外の法律に基づく法人) 公益法人（社団法人、財団法人）、社会福祉法人、学校法人
地域団体	地域のニーズや課題に基づき、活動する。一部地域の人のための活動であっても、他の地域における共通のニーズや課題につながって取組が広がる可能性がある。	(地縁的団体) 自治会、〇〇地区防犯協議会、〇〇小学校PTA、〇〇町〇〇保存会 特に、組織の成り立ちにおいて、NPOの自発性に比べ、より地縁的な要素で構成される団体をいう。 団体によっては、地縁的要素とNPO的要素を併せ持つ場合もある。
企業	地域社会の一員としての役割と、社会における企業の信頼性の確保を前提に活動する。	〇〇株式会社本社・支社、〇〇株式会社三重県工場、〇〇商店、〇〇商店街振興組合、〇〇〇業組合

NPO・地域団体の活動の特徴

地域のNPOや自治会に対して活動状況をインタビューすると、その活動には、次のような特徴がみられた。

- 1 住民の主体的な活動が前提
- 2 きめの細かなサービス提供
住民主体の活動は地域のニーズに対応して、地域から評価を受けるなかで成立する。
- 3 自己責任に基づく活動
個々人の問題関心と責任感に基づき担われ、多様な選択肢の中で、住民は自らサービスを選択することから「自己責任に基づく活動」である。
- 4 地域の絆を強める活動
活動の広がり人がネットワークを広げ、地域のために活動する姿が尊敬や信頼を生む、という形で「地域の絆を強める」といえる。
- 5 生きがいを生む活動
自分が社会に役立つ存在であることの自覚を高め、個々人の生きがいを生む側面がある。

(2) 期待される役割と求められること

「新しい時代の公」の担い手に期待される役割等

「新しい時代の公」においては、県民一人ひとりが主役であると同時に、一人一人の県民から構成されるNPO、地域団体、企業が担い手として期待されています。

そして、公の領域での活動する個々の担い手には、透明性・公開性が求められてくるのが、調査委員会やラウンドテーブルの議論の中で指摘されています。

主体ごとにみると、テーマに特化した課題については、NPOやボランティア団体、地域の総合的な課題に対しては自治会等、それぞれの団体が、その個性や特徴に応じて、担い手としての活動が期待されています。

また、小中学校区程度の比較的身近な地域において、地域住民を中心に、自治会など地縁的な団体に加え、NPO等さまざまな団体が参加し、地域のために考え、活動する住民自治組織の動きが広がっています。このような担い手をつなぐ組織を自主的に結成し、運営することが求められます。

企業においても、地域経済発展と雇用創出など事業活動を通じ社会の発展に寄与する社会的役割のほかに、緊急時の物資やサービス供給、従業員の社会貢献活動の奨励など、地域の一員としての活動の重要性が認識されつつあります。

行政に求められること

行政は、県民が健康的で文化的な生活を享受するために不可欠な最低限の生活を保障するための公共サービスを提供するほか、新しい役割として、多様な主体によるネットワークのコーディネートを行う役割、「新しい時代の公」を明確にして広める役割などが求められています。

また、個々の職員においては、パートナーとして課題の解決や住民ニーズの充足などの共通目標に向かって活動する姿勢が求められます。

市町村と県の間を考えると、基本的な考え方として、県は、まず住民に最も身近な地域を舞台に行政活動をしている市町村の活動を尊重し、共に連携・協働することが不可欠です。

広域自治体としての県は、このことを前提に、どのように「新しい時代の公」の担い手として活動するのか、役割分担等についてどう考えるか等について、今後実践的な取組の中で、市町村の皆さんと一緒に議論をしながら明確にしていく必要があります。

(参考)

多様な主体の活動のもつ特徴を前提にした期待される役割について、県民しあわせプランの記述、調査委員会、ラウンドテーブルでの意見をもとに次のとおりまとめました。

<p>県民一人ひとりの役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の生き方や家族を大切に考えることを基本としながらも、“しあわせ”を築いていくための土台となる社会を住み良くしていく役割 (「県民しあわせプラン」から) ・社会を形成していく主体としての認識 ・自分以外の人びとのことに思いいたる「感性」 ・生活の舞台の状況把握と積極的な参画 (以上調査委員会等での意見から)
<p>NPO、地域団体の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの団体の目的や特徴などに応じて、地域で必要とされているさまざまなことに対して、きめ細かなサービスを提供することや地域の課題を解決する役割 ・県民一人ひとりが「新しい時代の公」を担い、自らの生きがいを見出す可能性をもった「場」としての役割 (以上「県民しあわせプラン」から) ・地域リーダーの育成 (調査委員会等での意見から) <p>(NPO)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動の目的に応じた県民の課題への対応 ・特定テーマ(地域課題)についてのネットワークを広げ、そのテーマに関する代弁者となる (以上調査委員会等での意見から) <p>(地域団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域課題の再認識と必要な取組 ・地域コミュニティの形成に果たす役割(新しい取組の展開、他の団体との連携) (以上調査委員会等での意見から)
<p>企業の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動を通じ、社会の発展に寄与する社会的役割のほかに、他の主体との協働や従業員の社会貢献活動の奨励など、地域の一員としての役割 (「県民しあわせプラン」から) ・社会的責任に関する活動の推進 ・自社製品の県民に与える付加価値をアピール ・産業政策やまちづくりへの積極的な参画 (以上調査委員会等での意見から)
<p>行政の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・安全で安心して暮らせる生活の実現に必要な社会的基盤や環境を整備し、行政が担うべき公共サービスを提供する役割 ・県民が「公」を担うために必要な制度や環境の整備、調整などの役割(新しい役割) (以上「県民しあわせプラン」から) <p>(新しい役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい時代の公を明確にし、広める役割(県民にとっての意義を広め、先導的施策を展開) ・公の場を維持・形成する役割(多様な主体のコーディネート役、県民の新しい取組への支援) (以上調査委員会等での意見から)

- 3 みんなで取り組むための課題と取組方向

(1) 「新しい時代の公」の展開に向けた課題

「新しい時代の公」の展開に向けた課題を、次の3つの視点から整理します。

多様な主体間の関係のあり方

多様な主体が各々の特徴を生かして役割を分担しながら活動していくためには、お互いに水平的で対等な関係が求められます。

このようなお互いが理解しあう水平的な関係を構築するためには、透明性、公開性、相互の信頼性が確保され、お互いに守るべきルールや考え方を共有していくことが求められます。

また、協働という言葉が用いられる場合、県民の側からは、政策の形成過程からの協働を求めているのに対し、現状は、実施過程にとどまっていることが多いという指摘があります。そこで、今後は、政策の形成過程からの協働に向けた仕組みづくりなどが求められます。また、政策過程の前段階になるほど、協働の関係者の範囲が広がり、ネットワークの構築が難しくなるという問題も指摘されています。

合意形成のあり方

「新しい時代の公」においては、できるだけ多くの担い手などの関係者による相互のコミュニケーションを促進し、合意形成することにより、公共性を確保することが重要であると指摘されています。

そして、このような相互のコミュニケーションのための公の場を維持・形成していくために、情報提供や情報交換を行うことを促進する役割を、行政が果たすことの重要性も指摘されています。

また、県が事業を進めていく際には、一定の手続きに従って決定していくことと同時に、県民意見を政策へ反映していくためのルールの整備が重要であると、指摘されています。

「新しい時代の公」を支える資源

多様な主体による活動を円滑に進めるためには、それを支える資金をはじめとした人材、情報など資源の確保が求められます。

人材については、地域で取組を行う際に、各種のアドバイスをしてもらえる人材や活動に参画してもらえる人材の確保が課題となっています。

NPOや地域団体の活動においては、活動の質を高め、信頼を得るためにも、より良い人材を得ることが必要ですが、良い人材を得るには資金が必要となり、資金不足ということも重要な問題になっています。

あわせて、行政の活動を支える税金等の公的資金のあり方についても、「行政にあずけた」という視点からみて、その用途の決定過程等の透明性や県民意見の反映などの必要性について、調査委員会などで指摘されています。

(2) 今後の取組方向

第 編の 2 に記述した「新しい時代の公」の担い手に求められることと、及び 3 (1) の「新しい時代の公」の展開に向けた課題などを踏まえ、それぞれの主体が、以下のような方向で取り組むことが必要です。

相互信頼の向上のための積極的な行動

多様な主体が対等な関係のもとで協働するために、それぞれの主体が相互に信頼しあうための取組が必要です。

例えば、多様な主体が、考え方を共有するための取組や、相互に認め、尊重しあうために、お互いの個性や活動の特徴を理解するための取組などが考えられます。

公共性を確保する（一部の人にとっての利益となる取組にならない）ための体制づくり

公のための取組が、一部の人にとっての利益とならないために、担い手それぞれが、透明性や公開性を高めるなどの信頼される条件を整えるとともに、お互いにコミュニケーションを図り、合意形成に至る体制づくりが必要です。あわせて、行政は政策形成に係る過程や資金の流れなどについての透明性を図ることも必要です。

例えば、行政が政策の形成段階で、県民の意見を求めたり、意見を反映させたりするためのルール、仕組みを検討し、試行的に導入することが考えられます。

あわせて、行政と県民という関係だけでなく、県民どうしなど多様な主体が相互にコミュニケーションを図ることができる場を、出来る限り多くつくっていくことが必要です。

また、各々のNPOや地域の団体などにおいては、それぞれの活動について出来る限り多くの人の理解を得、ネットワークを拡大することによって、活動を広げていくことが、自らの活動に対してより高い公共性を付与することになると考えられます。

「公の場」(多様な主体が、連携・協働し、合意形成するための場)の維持・形成等に向けたコーディネート

公共性を確保するために、必要な多様な主体が連携・協働し、合意形成する「公の場」を維持・形成することが、今後求められます。なぜなら、多様な主体によりネットワーク化された「公の場」が既に形成されていても、それを維持するためのさまざまな支援やコーディネートが必要であるとともに、新たな公共課題などへの対応に向けた新しい「公の場」の形成も、社会の多様化、複雑化、高度化の中でますます必要になってくると考えられるからです。

「新しい時代の公」の具体的な姿は、テーマにより、地域によりさまざまな形があるといえることから、公として対応すべきニーズや課題を明確にし、多様な主体による活動をコーディネートしていくことが必要

です。

④ 「新しい時代の公」を支える資源についての仕組みづくり

多様な主体による活動が円滑に進められるために、それを支える資金、人材、情報などの資源に係る仕組みを社会的に定着させていくことが重要です。

とりわけ、今後、民間の非営利活動における資金確保の手段として、基金や交付金制度などの多様な仕組みについての検討も必要です。なかでも、税金をもとにした資金は、NPOなどの団体にとっても、人材の確保や社会的信頼性を高めるために、より重要な資源として位置づけられる面があるといえます。

また、資金に関しては、どのような手続き、どのような条件で配分していくのか、といった課題の解決が必要です。

県民が公のための活動を進める上では、専門知識や情報が必要になります。特に、行政情報に大きな価値がある場合が多く、行政の情報提供のあり方が大きな課題です。

また、専門知識等知的資源の活用の観点からは、大学、研究機関などが主体として役割を担うことも考えることができます。

事例2 住民自治の基盤づくり —名張市とゆめづくり地域交付金ほか—

地域住民による地域における課題解決のための仕組みづくりが、名張市、松阪市、伊賀市、熊野市等で進められている。

例えば、名張市では、地区公民館単位を基本として、市内の各地域に地域づくり委員会を設け、一定の金額を交付し、地域住民の知恵やアイデアによる事業にあてることができる包括的で使途自由な交付金制度を設けている。

Ⅱ 「新しい時代の公」の考え方を反映した県政運営

(1) 「県民が主役」の県政運営へ

三重県では、平成15年度に「県民しあわせプラン」の策定と併せ、これまで構築された県の行政運営システム全般についても見直しを図り、その成果は、「みえ行政経営体系」として再構築されました。

この「みえ行政経営体系」においては、これまで進められてきた一連の県政運営の取組成果について、主に次のような点から成果をまとめています。

それは、日常業務にあたっての職員の基本認識として、生活者の目線でみる「生活者起点」の考え方が浸透してきたこと、従来の業務管理型から目的達成型の行政運営への転換が進んできたことなどです。

県は、このように、「みえ行政経営体系」でこれまでの行政運営システムに係る取組を再構築する一方、「県民しあわせプラン」においては、「生活者起点」の考え方を一歩進めた「県民が主役」という考え方を新たに示しました。

このことについて、「平成16年度県政運営方針」では、次のとおり説明しています。

『これまで「生活者起点」の考え方で進めてきた県政運営の改革は、行政側の都合で考えがちであった県政を、行政サービスの受け手の立場に立って考える県政に転換しようとするものでした。「生活者起点」を掲げた当時、この考え方は、画期的であったばかりでなく、これからの県政でも大切にしなければならない重要な考え方です。

しかしながら、県民の皆さんは、単に行政からサービスの提供を受ける立場ではありません。むしろ、県民の皆さんこそが主権者でありますから、何が公共サービスとして必要なのか、そのうち税金で賄われるべきはどこまでなのかといったことを決定する立場にあります。さらには、県民の皆さん自身が、「公」の担い手として、公共サービスを供給する立場にもあります。』

このような「県民が主役」の考え方のもとになっているのが、「新しい時代の公」の考え方といえます。

これまで進められてきた“行政サービスの受け手の立場に立つ”という視点からの県政運営の改革は、主に県としてどのように考え、意思決定するかについて見直すことが中心でした。これに対し、「新しい時代の公」の視点からは、多様な主体とのよりよい関係づくりということが中心になります。

(2) 「新しい時代の公」の考え方にふさわしい県政運営のために

「県民しあわせプラン」では、「県民が主役の県政」、「県民との協働により創造する県政」、「県民と共に感性を磨く県政」の3つを県政運営の基本姿勢としています。

「新しい時代の公」を推進していくためには、この3つの基本姿勢をもとに、より質の高い行政サービスを提供し、常に最適な状態で県政が運営されるよう、進化発展させる必要があります。

「新しい時代の公」の視点から今後行っていくべき取組としては、政策に関わる幅広い参画、そのために必要となる情報の共有、よりよい協働が求められています。

(政策の形成段階から評価段階に至る幅広い参画)

これまで県民が県政に参画する機会としては、主に、計画策定段階における審議会等の場やパブリックコメント制度(幅広い意見募集)などのさまざまな機会が設けられてきました。また、最近では、NPOからの企画提案による協働事業なども行われています。

今後はさらに一層、政策形成過程において県民が提案し、参画するための仕組み、計画段階から多様な主体で協働すること、そのためのプロセスの透明化など、幅広い参画に向けた取組が必要です。

(情報の共有について)

県がもっている情報については、これまでも、県民の皆さんに対し積極的に公開、提供してきました。今後は、これに加えて、情報共有の視点から、よりわかりやすく情報を提供することが求められます。そして、情報を一方的に公開、提供する段階から対話(コミュニケーション)する段階に至っているともいえます。説明責任という視点から知らせる、説明するという段階から、共に考え、つくり、行動するための情報提供という段階になっているということでもあります。

今後このような情報共有の考え方にふさわしい仕組みの構築や取組を進めていきます。

(協働について)

これまでも自立した「生活者」としての県民との協働は、各政策分野で幅広く進められてきました。そして、このような協働の中で、職員の意識も変わり、住民自身の県政への関心と呼び起こし、住民自身が自立した主体として地域活動を推進するという方向に進展していくというような多様な成果を生みだしてきました。

ただ、個々の協働事業のふりかえり会議の結果などをみると、①お互いが「公」を担うパートナーであることや何のためにどのように協働するのかがということが十分に共有されていない、②協働といいながらも、対等な関係がつかれない、③多様な主体で協働する場合には、共通のルールが必要、などの点が指摘されています。

このことについては、NPO室が16年度に行ってきた協働見直しのための庁内ワーキンググループが、「協働ワーキング報告書（案）」の中で、「このワーキングで議論された内容を県政運営に組み込んでいくためには、今後、多くの制度改正、新たな仕組みづくりに向けた全庁的な議論を行っていかねばなりません」とし、「必要な取組」、「県とNPO等が協働していくための組織のあり方」を提案しています。

そして、この協働ワーキングの検討と平行して、県民との協働プロジェクトが立ち上がり、「パートナーシップ宣言」の実践編として、「市民と行政が協働するための行動提案書」をまとめました。この提案書では、「協働の前提」、「市民と行政が納得して協働を進めるために市民と行政が約束する7つの項目」と実践ツールとしての「パートナーシップ契約」及び「協働チェックリスト」、「行政と市民双方への行動提案」が提案されました。

これらの動きを県はしっかり受け止め、今後の実践の中で県民の皆さんと共に深めていく必要があります。

事例3 地域住民と行政がビジョンを共有する — 萩川^{はらいがわ}環境保全協働ビジョン —

自然と地域が共存し、斎宮などの歴史文化と調和のとれた親しみがもてるふるさとの川づくりを進めるため、地域自治組織を基盤とする活動主体、市町村、管理主体である県が協働で、「萩川^{はらいがわ}環境保全協働ビジョン」を作成した。現在は、ビジョンの実現に向け、住民、関係市町及び県が役割分担して取り組むこととしている。

(萩川^{はらいがわ}環境保全協働ビジョン委員会)

第Ⅲ編 具体的な展開へ！はじめの第1歩

I 県民の皆さんと共有する考え方の提案

今後の「新しい時代の公」の具体的な展開に向けては、長期的な道筋の上に、目標を掲げながら、一步一步着実に、階段を上っていくことが必要です。

そこでまずその一歩目として、「新しい時代の公」の具体的な展開のために、県民の皆さんと共有していくための基本的な考え方を次のとおり提案します。

この提案については、今後、幅広く議論を深め、検証し、よりよくすることで、新しい時代の公の担い手どうしが共有できるものにしていきたいと考えています。

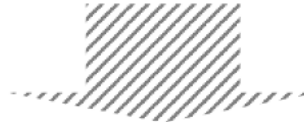
「新しい時代の公」の具体的な展開のための基本的考え方

- ①多様な主体間の関係は、水平的で対等であり、各々の役割分担とお互いを認めあうパートナーシップの考え方が基本となります。
- ②多様な主体は、目的、目標、役割分担などを共有するとともに、政策形成においても、その過程から共に考え、つくっていくことが求められます。
- ③県などの行政主体は、「新しい時代の公」の具体的な展開において、現行の制度、システムでは、十分に対応できない場合があることを自覚して、必要に応じて、柔軟に見直す姿勢が求められます。

Ⅱ 「新しい時代の公」を推進する主体として 県がめざす姿

県は、これまでの取組を踏まえつつ、新しい時代に適応する視点から「新しい時代の公」の具体的展開に向けた県の取組を展開する必要があります。

そこで、今後、Ⅰで提案した『「新しい時代の公」の具体的展開のための基本的な考え方』を受けて、次のとおり長期的な視点のもとに、「新しい時代の公」の担い手としての県に求められる取組を着実に進めていきます。



「新しい時代の公」を推進する主体として県がめざす姿

① 県は、多様な主体が共に公を担う社会において、期待される役割を果たします。

常に多様な主体の役割分担とそれに基づく関わり方を考慮した役割を果たします。あわせて、より住民にとって身近な役割を果たす行政主体としての市町村を尊重し、連携を密にして、広域自治体としての役割を果たしていきます。

② 県は、多様な主体に対して、開かれた自治体になります。

行政は、県民から負託を受けた最も大きな公の主体として、公に関わる情報や資源をもつという自覚をもって、情報の共有を進めるとともに、公を共に担う主体からの意見や提案を受け、見直し、共に考えるような、県民の参加、参画を政策形成の各段階で幅広く進めていきます。

③ 県は、多様な主体との協働を大切に考え、活動します。

公の担い手は、県だけではないということを常に自覚し、多様な主体の存在と個性を認めあい、パートナーシップの精神に基づき、多様な公の担い手との協働により、より大きな成果を生み出すように努めます。

Ⅲ 今後の県の取組について

Ⅲ－１ 県の取組方向等

県は、『「新しい時代の公」を推進する主体として県がめざす姿』（以下“めざす姿”という。）を目標として、三重県における「新しい時代の公」を推進していきます。

今後の取組については、次の３つの方向で展開していきます。

（１）３つの展開方向

① 多様な主体が、公の活動を行うための仕組みや制度などの整備

県民の皆さんが自ら政策形成に参画する仕組みや公の担い手として活動するための環境整備等について検討し、実施に移せるものはできるだけ早く実施します。

そして、多様な主体間の役割分担のあり方や協働の取組について、共有すべきルールなどについて、県民の皆さんと共に検証するとともに、「新しい時代の公」の考え方を浸透することに努めます。

今後取組を進めていくべきこととしては、協働のためのルールづくりに加えて、政策形成過程への参画と協働のための仕組みづくり、多様な主体が継続して活動を進めていく上で必要となる資源（資金、人、情報等）に関する検討、担い手をつなぐ場づくりも必要です。

② 多様な主体で公を担う社会にふさわしい行政運営

県が「新しい時代の公」を踏まえた行政運営を行うため、必要なシステムの見直しを行うとともに、個々の職員が、「新しい時代の公」の視点を踏まえて取り組みます。

それは、多様な主体の活動を前提とした行政運営を行っていくための課題を明確にし、取組を進めることです。例えば、わかりやすい広報、双方向型の広聴広報といった県民との情報共有やコミュニケーションに配慮した取組、さらに県事業のサイクル（企画－実施－評価）の内容を、県民の参画・協働の視点から見直すことなども必要です。

③ “めざす姿”にふさわしい個別事業の展開

各分野や各地域において「新しい時代の公」の考え方にそって個別事業に取り組みます。

「新しい時代の公」の考え方に基づいて事業を進めることは、“めざす姿”とした３つのことを踏まえて、その実現に向けて取り組むこと

です。

この取組を進める際に、各部局等が共通に、Ⅲ－３で示す“ 県が事業に取り組む際の３つのポイント” を使っていきます。

そして、この３つのポイントについては、県が事業を進めるための指針的な役割を果たしていけるよう、今後公の活動を行う多様な主体と共に、内容を高め、ルール化を図っていきます。

事例４ 地域の生活基盤を守るため、住民は立ち上がった —生活バス四日市—

赤字バス路線の廃止から、自治会を含む住民がNPO法人を立ち上げ、日本で初めて道路運送法の許可を受けて定期バスの有料運行を企画・運営している。沿線のスーパーマーケット等地元事業者及び市からの支援を受けているが、地域住民が「自分たちのバス」だから「もっと利用しよう」との動きにつながっていると同時に、市の自主運営に比較して自治体の負担は軽減されている。提供できる資源の持ち寄りによる地域社会の生活基盤を維持するための仕組みを創造している。

(NPO 法人生活バス四日市)

(2)「新しい時代の公」推進調査委員会からの提言について

「新しい時代の公」推進調査委員会において、「新しい時代の公」推進のために今後必要な県の取組について、次のとおり提言が行われました。

これらの提言については、17年度に県が設置した新しい時代の公推進本部を中心に検討していきます。

【提言の具体化に向けた県による検討について】

第7章第2節において、県に提言したすべてのことについて、取り扱いと優先順位を明確にするとともに、取組時期を明らかにするよう求める。

県は、この調査報告書公表を受け速やかに、提案の取扱方針について、公表されたい。

図表 7-1 「新しい時代の公」に係る県の取組（提言）

1.	相互信頼の向上のための県からの主体的な行動
	(1)「新しい時代の公」推進組織の設置
	(2)「新しい時代の公」にふさわしい感性を磨くための県職員の研修の実施
2.	公共性・透明性の確保に向けた体制づくり
	(1)多様な主体による検討委員会の設置
	(2)県施策の決定過程等に関する情報提供レポートの作成
	(3)新しい県民参画システムの運用
	(4)「新しい時代の公」推進に向けた協働事業の仕組みづくりと協定書の作成
3.	公の場の維持・形成・明確化に向けたコーディネート
	(1)「新しい時代の公」ポータルサイトの設置
	(2)「新しい時代の公」支援人材の登録
	(3)「新しい時代の公」を広めるための実践事業の実施
4.	「新しい時代の公」を支える資源に係る仕組みづくり
	(1)「新しい時代の公」推進ファンドの創設
	(2)各地域におけるであいや資金獲得の場としての成果発表会の開催
	(3)新たな資金システム（税金配分システム）の研究とモデル的实践
5.	その他
	(1)「新しい時代の公」推進のための規制の緩和
	(2)市町村との関係における県の役割の検討

「新しい時代の公」調査委員会報告書から

- 2 当面の具体的取組

17・18年度の取組についての考え方と具体的取組については、次のとおりです。

(1) 当面の取組についての考え方

17・18年度については、次の考え方に基づいて進めます。

取組にあたっては、県だけで進めるのではなく、県民の皆さんをはじめ、多様な主体に対して開かれたプロセスで取組を進めるとともに、市町村をはじめ関係する主体との十分なコミュニケーションをとることを基本姿勢とします。

実践提案事業による推進

2年間は、試行期間と位置づけ、試行的先導的に取り組む事業・取組（「新しい時代の公」実践提案事業）の中で検証し改善していきます。

次期戦略計画に向け徹底した試行と検証

2年間の検証を踏まえ、次期戦略計画において、施策として進めていくための方針を明確にします。

(2) 取組体制

この取組を総合的に進める推進組織を設置して事業を進めます。

(3) 取組方針

まず実践してみることが重視し、先導的な取組を積極的かつ挑戦的に進めます。同時に、「新しい時代の公」における担い手として事業に取り組む際のよりどころとなるようなポイントを「県が事業に取り組む際の3つのポイント」として整備し、その内容を検証し、よりよく発展させていきます。

Ⅲ－３ 県が事業に取り組む際の３つのポイント

「新しい時代の公」に担い手として事業に取り組む際によりどころとなるように、第Ⅲ編のⅡで示した『「新しい時代の公」を推進する主体として県がめざす姿（案）』における３つの目標にそれぞれ対応する「県が事業に取り組む際の３つのポイント」として整備し、その内容を検証し、よりよく発展させていきます。

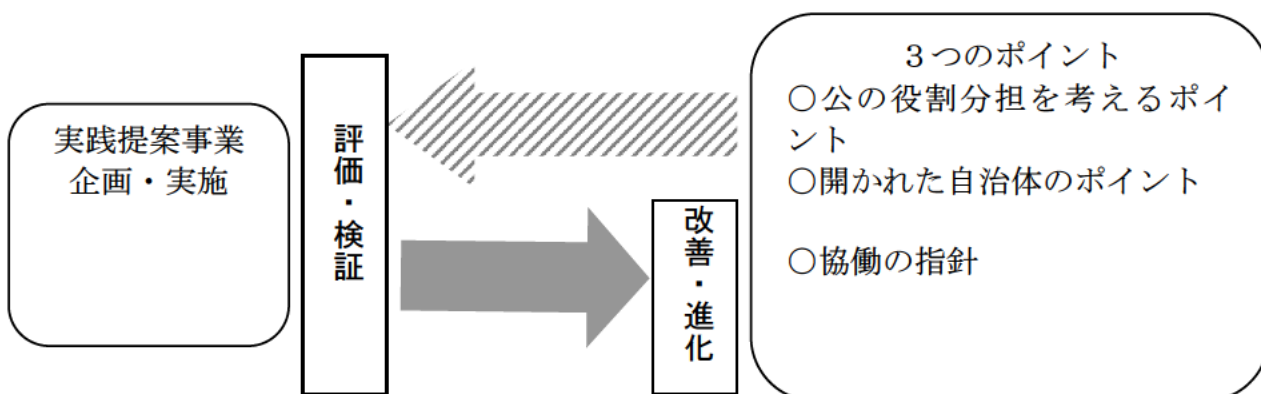
県が事業に取り組む際の３つのポイント

- (１) 公の役割分担を考えるポイント
- (２) 開かれた自治体として取り組むポイント
- (３) 協働の指針

この３つのポイントについては、今後、県民の皆さん、NPO、地域の団体、企業、市町村、関係機関の皆さんと、さまざまな機会を利用して、議論を進め、共有できるものとしていきます。

17・18年度は、試行期間と位置づけ、先導的に取り組む事業・取組の中で、検証し、改善していくこととしています。(→「新しい時代の公」実践提案事業による検証)

(実践提案事業による検証のイメージ)



(1) 公の役割分担を考えるポイント

他の公の担い手との関係を踏まえて、それぞれの主体の役割分担を明らかにするためのものです。

県民と行政の役割分担、及び市町村と県の役割分担の2つの面から判断します。

なお、県が取組を実施する場合において、県の果たすべき役割を明確にする視点から使用します。

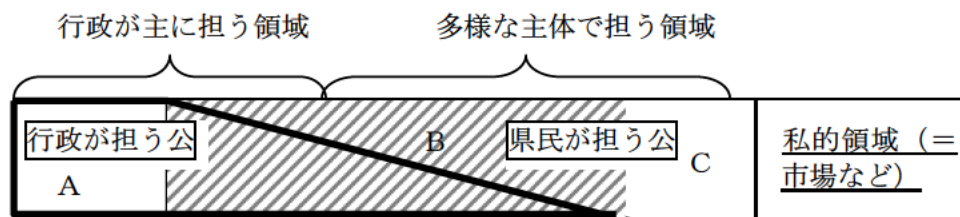
また、このポイントは、実践・提案事業を通じて、実践的な検証を行い、よりよいものにするとともに、県民の皆さんとさまざまな機会を利用して、議論を進め、共有できるものとしていきます。

県民と行政の役割分担の考え方

役割分担については、目的や目標を踏まえ、どのような主体が担うかどうかを明らかにした上で、その取組を進める必要があります。

① 県民と行政の関わりの有無について考えます。

公（公共領域）を、担い手としての行政と県民の関わりが有るか無いかという視点から、A、B、Cの3つの領域に分けます。



・ Aの領域

- Aは、行政だけで担っている領域です。この領域では、行政のみがもっぱら活動し、県民の参加、参画はありません。
- 具体的な事例として、許認可等公権力の行使をともなう事務があります。

・ Bの領域

- Bは、県民と行政が共に担っている領域です。

・ Cの領域

- Cは、県民だけで担っている領域です。この領域では、県民のみが活動主体、実施主体として、公を担っています。
- 具体的な事例としては、自治会が自主的に行う道普請、NPOやボランティアサークルが自主的に行う子育て支援などです。

・ 領域の流動性・相対性について

- A、B、Cの領域の区分は、固定的であるとは限らず、県民の活動や、状況等によって絶えず変化するものと考えする必要があります。
- 例えば、民間施設のバリアフリー化など、行政の普及啓発活動（領域A）がきっかけとなり、県民のみが担う活動（領域C）に変化する場合や、県民の自発的活動を阻害するのを防ぐ規制改革の流れ等です。
- また、ドメスティック・バイオレンス（DV）、児童虐待などのように、私的領域や県民のみが担う領域（C領域）から、社会的な要請により、県民と行政が担う領

域（B領域）に移動する場合などです。

- したがって、行政にあつては、県民の活動に常に注目するとともに、県民と情報共有を図るなどにより、その事業にとって最も適当な手法を用いて事業等を展開することが必要です。

② Bの領域（県民と行政が共に担っている領域）は、県民と行政の活動の特徴を活かす事業形態（実施手段）によって考えます。

分野や地域によって事業の取り組み方は多様です。

そこで、県民と行政の活動の特徴を活かす事業形態（実施手段）により、B1、B2、B3の3つの領域に分けて、県民と行政の役割分担を明らかにします。



・ B1の領域

- B1は、行政が主となり、県民が参加参画協力する領域です。この領域は、県民の参加、参画により、事業の効果や効率性が高まるように取り組みます
- 実施主体、実施責任、結果責任、成果の帰属は、原則として行政にあります。
- 具体的には、事業委託、審議会への県民参加、PFI等が考えられます。

【留意点】

行政が委託等を行うにあたっては、委託先等の主体性を十分に尊重して行うことが必要です。

・ B2の領域

- B2は、県民と行政がそれぞれ役割分担する領域です。この領域では、県民と行政が、目的、目標を共有して、双方の役割分担（資源分担を含む）・責任分担・成果の帰属等を明確にして取り組みます。
- 具体的な事例としては、住民と行政が協働で進める歴史的建造物や街並み等の保全・再生の活動、ごみゼロ社会実現プランのような社会や地域のあり方を前提とした地域の住民と共に進める計画策定、住民と行政が協働で進める防犯活動・防災活動等です。

【留意点】

共有する目的、目標、双方の役割分担（資源分担を含む）・責任分担・成果の帰属等について、双方が合意した上で実施する必要があります。

・ B3の領域

- B3は、県民が主となり、行政が支援している領域です。この領域では、県民が活動主体であるとともに、実施主体として活動します。
- この領域において行政は、県民のニーズに対応した支援を行います。この領域の取組により、社会的な便益が広がるという効果があります。
- 具体的な事例としては、補助事業、助成事業、物・技術・人などの提供や貸与、商店街の空き店舗を使った地域づくり（但し、B2の事例もあります。）、子育てグループによる相談活動などがあります。

【留意点】

- ・行政は、どのような支援が必要かについて、十分検討する必要があります。
- ・行政が補助・助成等を行うにあたっては、担い手である県民の主体性を十分に尊重して行うとともに、プロセスやお金の使途や期待される成果などについて公開する必要があります。

市町村と県の役割分担の考え方

県は広域自治体として役割を果たすとともに、市町村を行政の役割を共に担う最大のパートナーと位置づけ、十分な連携を進めるために、市町村と県の役割分担を考える際のポイントを次のとおり提案します。

市町村と県の役割について考えます。

市町村と県の役割分担は、補完性の原理（ ）に基づき、市町村の自主性・自立性を尊重することが大切です。

また、市町村と県の役割分担を検討するにあたっては、現在の市町村の規模や市町村と県の関係だけでなく、市町村と県が、地域のビジョンをどのように描くかという視点から検討する必要があります。

役割分担の視点について

補完性の原理は、県民でできないことを市町村で、市町村ができないことを県で行うという考え方であることから、まず、行政サービスの受け手である県民の利便性の視点に立って、近接性、応答性により検討します。

また、行政サービスを行う上で、事務を集中して行う方が効率的な場合や、地域ごとに分散して行う方が効率的な場合などがあり、事務の効率性から、広域性、専門性により検討します。これは、その取組を市町村と県のどちらが行うのが最適か、という比較による検討になります。

近接性、応答性、及び広域性、専門性の4つの視点について、具体的には、次のとおりです。

ア 住民にとって身近な取組は、身近な自治体が行う（近接性）

地域住民にとって日常の生活、住民としての権利・義務に関することなど、身近な取組であれば、身近な自治体で事務を行った方が適当と考えます。

したがって、住民に身近な取組は、できるだけ住民に身近な自治体の役割とします。

イ 住民へのサービスの提供は、迅速かつ的確に行うことができる自治体が行う（応答性）

取組が、地域社会や住民生活に及ぼすメリット・デメリットを、どの程度容易に把握できるか、また、その結果必要な対策をどの程度迅速かつ的確に実施できるかによって検討を行い、取組のメリット・デメリットをより容易に把握でき、また、より迅速かつ的確に対応できるか、という視点で検討します。

なお、次の例のような特定の事務において、いわゆるワンストップサービスの視点から、役割分担を整理することもあります。

（例）申請事務など、同一行為に対し複数の申請が必要な場合など、他の申請事務が、市町村の役割である場合は、その申請事務も市町村の役割とした方が適当であるということも想定されます。

ウ 取組の対象となるもの（者、物）及びその取組の効果（便益）にふさわしい行政区分の自治体が行う（広域性）

取組を行う上で、そのサービスを受ける住民や、サービスの対象となるものが行政区域の中に存在するか、及び取組による効果（便益）の範囲が行政区域の中に収

まっているかによって検討を行います。
したがって、取組の対象となるもの（者、物）及びその取組の効果（便益）に見合った行政区域をもつ自治体の役割とします。

エ 専門性・技術性等を考え、効率的に処理できる自治体が行う（専門性）

取組の規模や処理に要する専門性・技術性等を考え、効率的に処理できるか否かによって検討を行います。その結果、最も効率的に処理できる自治体の役割とします。

役割分担を考えるにあたって

市町村と県の役割分担は、絶対的、固定的、普遍的な基準があるわけではなく、同じ取組であっても、分野や地域の特性等により、それぞれの役割が異なることが考えられます。

そこで、市町村と県が、対等・協力の関係のもとに、個別の事務について具体的な事例に基づき、十分協議した上で決定する必要があると考えています。

現在、市町村とは、法令上の役割を踏まえた上で、実務的な視点から市町村と権限移譲について順次検討が進められています。

今回提示した「市町村と県の役割分担」についても、「県と市町村の新しい関係づくり協議会」などにおいて、意見交換をしていきたいと考えています。

補完性の原理とは、「住民ができることは住民が優先的に執行することを原則とし、次いで住民に最も身近な市町村が担い、市町村が執行できないときは、県がこれを担い、県も執行できない事務について、初めて国が担う」というものであり、住民を基準にした考え方です。

(2) 開かれた自治体として取り組むポイント

県は、県民からの負託を受け活動する行政主体であり、最も公に関する情報や資源をもつという自覚をもって業務にあたる必要があります。

そこで、県が、情報の共有を進め、政策形成の企画から評価に至る各段階で県民の参加、参画を幅広く進めるためのポイントと留意点について以下のとおり示すとともに、実践の中で内容を充実させていきます。

多様な手段で、幅広く開く：県からはじめる積極的な情報公開・情報提供
決まったことを知らせるだけでなく、事業の途中段階、検討段階の情報を提供していく必要があります。

・情報提供すべき項目の考え方

企画立案段階 - 課題、目的、ニーズ、立案の手順、方法等

実施段階 - 課題、目的、目標、実施計画（誰がどのように何を）、関係主体の意見、実施途中での問題点、課題、解決の方法

評価段階 - 誰がどのように評価したか。（成果と課題、今後の対応等）

参加・参画を容易に：県民の参加・参画の仕組み、仕掛けづくり

県民からの意見を受けることについては、次のことに留意します。

- ・県民が自由に意見を述べる機会が、多様に用意されていること
- ・事業内容や段階に応じて、よりよい事業展開のために積極的に必要と思われる関係者へ意見を聞くこと
- ・受けた意見の処理を的確に行うこと

県民の参画にあたっては、次のことに留意します。

- ・提案に対応できる仕組みを設け、その手続きにそって処理する。
- ・事業により必要があれば個別の提案制度を設ける。
- ・提案は、現状に欠けていること、新たなニーズを表現している場合があることを踏まえ、常に提案を生かす姿勢が必要。

多様な主体どうしの場づくり：活動主体、関係者が情報交換・情報共有する場づくり

事業の内容や段階に応じ、必要な情報交換、共有の場が設けられる必要があります。

「開かれた自治体」という視点から、個々の事業、取組等にあたって、企画立案から評価までの各段階で、考慮し、整えておくべきことをまとめたものです。多様な手法を組み合わせたり、創意工夫で新たな仕組みや取組が行われたりすることが必要です。事業自体の制約や性格上、望ましい形が導入できない場合もありますが、まず、検討してみる、という姿勢を大切にします。

(3) 協働の指針

三重県では、協働の原点ともいえる「みえパートナーシップ宣言」を平成10年に発表し、協働の実践を重ねてきました。この約6年間に蓄積した経験と課題をもとに、協働事業に取り組む際の「協働の指針」を、公を担う主体間で共有するものとして、次のとおり提案します。

この指針は、今後、県民の皆さんと共に、多様な協働の現場において実践する中で、発展させていきます。

協働にあたっては、協働事業にふさわしいかどうか、協働に期待する成果等について、チェックシート等を用いて、互いに確認する。

【協働する主体間で約束すること】を基本に、協働事業ごとに話し合った「必要な約束ごと」を、「協定」として相互にとりかわす。

協働事業終了後には、必ず当初の確認事項、協定書などをもとに、チェックシート等を用いて、ふりかえり会議を行う。

【協働する主体間で約束すること】

お互いがいつでも話し合える関係を確認する。

協働の多様性を担保しつつ、役割分担を確認する。

お互いのもつ資源を持ち寄って取り組む。

事業の節目ごとに情報交換や意見交換を行い、目的や成果を確認して共有する。

事業終了後にふり返り会議を行い、その評価を次の事業に反映させる。

事業から発生する知的財産を尊重する。

常に事業の透明性を確保するとともに、第三者に対しても情報公開を行う。

上記の指針は、県民の皆さんと県が、これまで行われてきた協働事業の現状と課題をもとに、具体的にどのように協働を進めていくべきかについて協働事業として検討し、その成果としてまとめた「市民と行政とが協働するための行動提案書」及び県が庁内ワーキングで検討してきたことを踏まえて整理したものです。

また、上記の「市民と行政とが協働するための行動提案書」では、協働のためのツール及び行動提案がまとめられており、これについても次のとおり取り扱っていきます。

協働の実践ツール

「新しい時代の公」実践提案事業において活用しながら、現場で使えるツールとして共有できるように充実させていきます。

協働実践ツール1 - パートナーシップ契約 -

協働実践ツール2 - 協働チェックリスト -

② 行政への行動提案、市民への行動提案

「市民と行政が協働するための行動提案書」では、県民と行政とが協働できる環境づくりのため、行政と県民の双方に行動提案を行っています。これらについては、今後協働の現場において、行動提案として広く紹介しながら議論を深め、行政、県民双方において、実践に移せるものから移していくこととします。

なお、この協働の指針の前提とした過去の協働事業において明らかになった課題は、次のようなものです。

- 県民との協働事業において、「行政主導」「相互理解が不十分」との批判がある。
- 県庁内で共通のルールがないため、協働事業が円滑に展開されていない。
- 本来の協働とは何かを県職員自らが十分認識する必要がある。そのため、質の高い協働事業とするためには、協働の仕組みづくりが必要である。

三重県の協働の原点「みえパートナーシップ宣言」

1998年11月、「みえNPO研究会」（1998年4月三重県設置）は、延べ1500人の県民の皆さんの参画のもとで、120時間を越える熱心な議論を積み重ね、これからの社会のあり方を「みえパートナーシップ宣言」として発表しました。

これは、まさに三重県における協働の第一歩となりました。

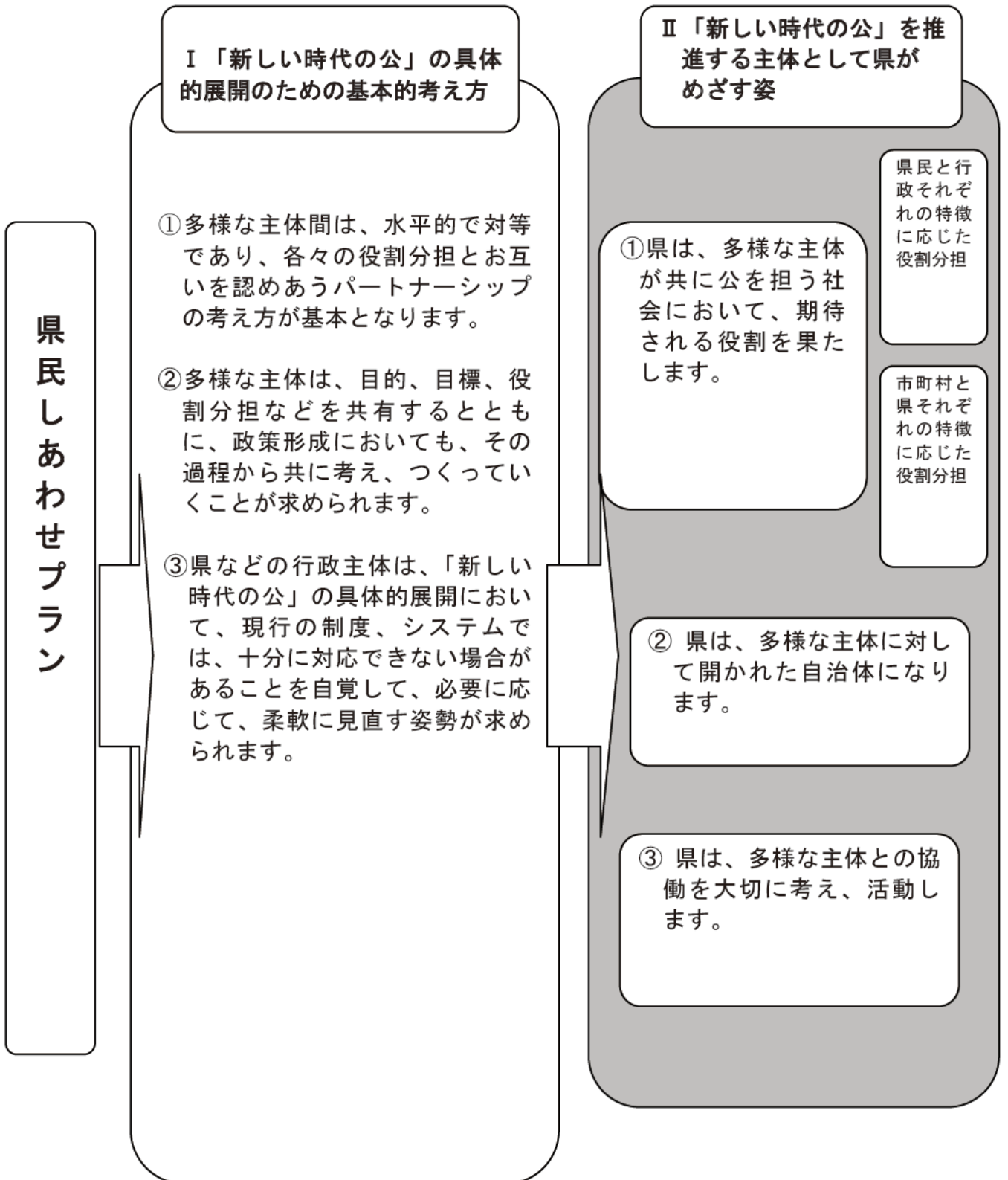
「みえパートナーシップ宣言」

私たちは、開かれた市民社会を自分たちの手で実現していこうと考えています。あらゆる立場の人びとが信頼で結ばれ、人と命を大切にし、かけがえのない地球へ貢献することを目的として、ここに「みえパートナーシップ宣言」をします。

- 自立した市民が中心の社会をつくる夢を共有します。
- 一人ひとりができる範囲で責任ある行動をします。
- それぞれに違う立場と利益を認めあい、連携します。
- 誰もが自由に選択できる開かれた行動を行います。
- 広く情報を公開し、活動の中に循環させます。
- あらゆる変化へ柔軟に対応し、積極的に行動します。
- どんな活動も地球に貢献する大切な活動であることを自覚します。

図表 1

第Ⅲ編 具体的な展開へ！はじめの第1歩（概要図）



Ⅲ-1 “めざす姿”
に向けての3つの展
開方向

事業実施

①多様な主体が、
公の活動を行う
ための仕組みや
制度などの整備

②多様な主体で公を
担う社会にふさわ
しい行政運営

③“めざす姿”に
ふさわしい個別
事業の展開

Ⅲ-2 当面の具体的取組（平成17・18年度）

「新しい時代の公」実践提案事業の実施・検証

（17年度） ※資料3（資料編P20～21）参照

- 実践する（例：多様な主体との新たな関係づくり）
- 創る（例：協働の仕組みづくり等）
- 変える（例：県民提案制度の導入等）
- 広める（例：取組成果の普及等）

「3つのポイント」の検証

改善・向上

Ⅲ-3 県が事業に取り組む際の3つのポイント

(1) 公の役割分担を考えるポイント

県民と行政の役割分担の
考え方

- ・県民と行政との関わり方
- ・県民と行政が共に担っている領
域の役割分担

市町村と県の役
割分担の考え方

地方分権の考え方を
踏まえた県の役割

(2) 開かれた自治体として取り組むポイント

- ①多様な手段で、幅広く開く：県からはじめる積極的な情報公開・情報提供
- ②参加・参画を容易に：県民の参加・参画の仕組み、仕掛けづくり
- ③多様な主体同士の間づくり：活動主体、関係者が情報交換・情報共
する場づくり

(3) 協働の指針

- ① 協働にあたっては、協働事業にふさわしいかどうか、協働に期待する
成果等について、チェックシート等を用いて、互いに確認する。
- ② 【協働する主体間で約束すること】を基本に、協働事業ごとに話し合
った「必要な約束ごと」を、「協定」として相互にとりかわす。
- ③ 協働事業終了後には、必ず当初の確認事項、協定書などをもとに、チ
ェックシート等を用いて、ふりかえり会議を行う。